

## やまぐち働きやすい介護職場宣言制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護人材の確保・定着を図るため、自ら就業環境の改善（人材育成やキャリアパス、定着・給与改善等）に取り組み、その内容を積極的に開示する介護事業所の認証等について必要な事項を定めるものとする。

### (申請)

第2条 県内で介護保険法（以下「法」という。）に基づく許可又は指定を受けて介護サービスを提供している介護サービス事業所等（以下「事業所」という。）であって、次の各号のいずれにも適合し、かつ、その旨を宣言しようとするものは、知事に申請することができる。

- (1) やまぐち働きやすい介護職場宣言事業所として、主体的に人材の確保・育成に取り組むことを宣言するとともに、その取組内容を県において公表することについて同意していること。
- (2) 介護保険法や労働基準法等の関係法令を順守していること。

2 前項の申請は、やまぐち働きやすい介護職場宣言書（別記第1号様式）に知事が必要と認める書類を添えて行うものとする。

### (宣言事業所の認証)

第3条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合、宣言事業所が「やまぐち働きやすい介護職場宣言事業所」として適当であると認めたときは、やまぐち働きやすい介護職場宣言認証書（別記第2号様式。以下「認証書」という。）を交付するものとする。

- 2 知事は、認証書の交付にあたり、必要であると認めるときは、事業所に対し、確認資料の提出や事業所に関する現地調査を行うことができる。
- 3 知事は、前項の確認資料が提出されない場合は、認証書を交付しない。必要な現地確認ができない場合も同様とする。
- 4 認証書交付後においても、知事が必要と認めるときは、前二項及び三項に準じて取り扱うことができる。

### (認証の有効期間)

第4条 認証の有効期間は、認証の日から3年間とする。

### (認証の更新)

第5条 知事は、認証事業所の申請に基づき、認証の有効期間を更新する（以下「認証の更新」という。）ことができる。

- 2 前項の申請は、認証の有効期間が満了する日の1年前から別記第1号様式に知事が必要と認める書類を添えて行うことができる。

(変更の届出)

第6条 認証事業所は、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更が生じたときは、その変更が生じた日から30日以内に、やまぐち働きやすい介護職場宣言変更届（別記第3号様式）により、その旨を知事に届け出るものとする。

- (1) 認証事業所の事業所名
- (2) 認証事業所の所在地
- (3) 認証事業所の種別
- (4) その他第9条の規定により公表している情報（別に定めるものを除く。）

(認証の辞退等)

第7条 認証事業所は、次のいずれかに該当する場合は、やまぐち働きやすい介護職場宣言辞退届（別記第4号様式）に認証書を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 認証を辞退しようとするとき
- (2) 認証事業所を休止又は廃止したとき

(認証の取消)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消す。

- (1) 虚偽又は不正な手段により認証を受けたことが判明したとき。
- (2) 当該事業所を運営する法人において、介護保険法や労働基準法等の関係法令に違反する重大な事実があると認めるとき。
- (3) 宣言事業所から認証を辞退する申出があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者として適当でないと認められるとき。

(公表)

第9条 知事は、認証事業所の情報をホームページにおいて公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、施行日以後に認証書を交付する認証から適用し、施行日前に認証書を交付した認証の有効期間については、なお従前の例による。